

平成31年度

学校運営方針



京都市立朱雀第七小学校

一人一人の子どもが光り輝く学校をめざして

京都市立朱雀第七小学校

1. 教育理念 「学校とは、子どもの尊い命と無限の可能性をあずかることである」

この理念のもと、学校が児童や保護者、あるいは地域から信頼されるために、「信頼と活力のみなぎる学校」を創造することが必要不可欠である。

2. 学校教育目標

『自分のよさを磨き、つながりを大切にする子どもの育成』

★新学習指導要領が目指す方向性

平成28年12月中央教育審議会答申で基本的な方向性が示される。情報化やグローバル化といった社会的変化が急速に進む中で、予測困難な時代の未来を切り拓くために必要な力を子ども達に育むことが求められる。教育の不易と流行を踏まえて、人間はなぜ学ぶのか、知識とは何か、学校教育が果たす役割とはといった本質に遡って議論し、新しい時代に備えていくための方向性が整理されたのである。

○社会に開かれた教育課程

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現できるようにする。

○資質・能力の育成

資質・能力の3つの柱がバランスよく育まれるようにすることが求められる。

- ① 生きて働く「知識・技能」の習得
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養

○主体的・対話的で深い学び

授業改善の視点を「主体的・対話的で深い学び」とし、それらの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする。

○カリキュラム・マネジメント

多方面にわたる取組を、教育課程を中心に捉え直して有機的につなぎ、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図っていけるようにする。

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子ども達の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等の基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

★京都市の「京都市31年度 学校教育の重点」より

—京都市の目指す子ども像—

「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」

～歴史に学び、今を見つめ、持続可能な社会の担い手として、

多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、未来社会を創造する～

3つの姿

■京都が育んできた伝統と文化に立脚し、

広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造できる

■学校教育をはじめ様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる

■多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる

平成31（2019）年度 学校教育において重視する視点

■子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、

「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を 学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める。

■カリキュラム・マネジメントの視点の下、PDCAを意識し、教育課程に基づき、組織的かつ計画的に

日々の教育活動の質の向上を図り、子どもの姿や地域の状況に応じた創意あふれる取組を展開する。

※特に「家庭での自学自習の習慣化」を重点課題として取り組む。

「自ら学ぶ力」…学ぶことに興味や関心を持ち、自己の進路や将来の生き方と関連付けながら、目標実現への見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返り、よりよい方向で実践できる力

「自ら律する力」…地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人の絆の大切さを実感しながら、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断ができる力

- 1 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める
- 2 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る
- 3 自他を大切にすることを育成する
- 4 「公共の精神」に基づく態度を育成する

★よんきゅう絆プロジェクトより

小中一貫教育目標

未来を拓き しなやかに生きる子どもの育成

【身に付けたい資質・能力】 課題解決力・コミュニケーション力

【目指す子ども像】

- ・自ら進んで学習する子
- ・自ら考え表現できる子
- ・他者との関わりを大切に、正しく判断・行動する子

3. めざす子ども像

*かしこい子	自分の考えをもち、自ら学ぶ子	(確かな学力)
*やさしい子	認め合い、共に高まり合う子	(豊かな心)
*たくましい子	体をきたえ、最後までやりぬく子	(健やかな体)

4. めざす子ども像の実現に向けて

①かしこい子 自分の考えをもち、自ら学ぶ子 (確かな学力)

子ども一人一人が主体的に学ぶ授業づくりをめざす。そのために、教員の指導力の向上を図ったうえで、以下の取組を通して主体的に学習に向かう子どもの育成を推進する。

◎普通授業の充実：毎時間の授業を大切にし、主体的な学びを実現できるように授業改善に努める。

- ・子どもにとっての目的の明確化：授業のめあてが提示されている（板書の工夫）。
- ・学習過程の共有化（児童と教員）：単元の流れ、1時間の流れを子どもと共に確認する。
- ・授業展開の工夫：めあてを達成するために必要な子ども主体の学習活動が位置付けられている。
（個別・グループ・全体など授業形態の工夫、教育機器の活用等）
- ・個に応じた指導の工夫：学びの過程で考えられる困難さの状態に対する支援の方法の工夫を行う。
- ・振り返り（自己評価）の充実：自己の学びをメタ認知し、自らの変容や課題を確認できるようにする。

そのために、一人の教員の授業力向上をめざす。

- ・授業研究会・管理職による授業指導・若手を中心とする自主的な勉強等、教員一人一人が熱心な教材研究を行うことができるような機会を多くもつようにする。
- ・教科等の主任はその教科の指導の在り方について、全学年を通して常に見ていく姿勢をもち、必要な教具・教材などを準備できるようにしたり、各種の研修などに積極的に参加し、全職員に伝達したりすることを心がける。

◎課外学習や家庭学習の充実：基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る

子どもの学びが生きたものとなり、基礎基本の定着をめざすと共に、生涯にわたって学び続ける姿につながるように、学習の内容や場を工夫する。また、家庭や地域との連携も大切にしながる取組を充実する。

- ・課外学習の活用
低学年の基礎基本の定着のため、木曜日6校時を学力補充の時間とする（ぐんぐんタイム）。3年生以上においても、可能な範囲で放課後等を使って適宜補充学習を行うようにする。
- ・家庭学習の充実
主体的な学びをめざし、発達段階や個の実態に応じて、宿題の内容や出し方を工夫する。
（予定表を使った家庭学習計画や宿題チェック欄の工夫）
- ・長期休業中の活用
子どもが得意なことを伸ばしたり、苦手なことを克服したりする期間として有効に活用する。

◎読書活動の充実

学校図書館の機能を最大限に活用し、子どもが本に親しむと共に、あらゆる学習活動と関連付けながら、様々な情報を活用する力を身に付けることができるようにする。そのため、各教科等の指導計画の中に学校図書館の利用を位置付け、読書活動の充実を図る。そのために、学校図書館にある蔵書のさらなる充実を行い、司書教諭が核となり学校司書との連携も深める。

- ・朝の時間の朝読書の充実（学校図書館の本の貸し出し、学級文庫の充実）
- ・読書ノートの効果的な活用（読書記録、図書館利用指導の実施）
- ・各教科等の授業における、学校図書館の利用（学校図書館で授業を行う）

◎学校段階間の円滑な接続

幼稚園から義務教育終了段階までを見通して身に付けておくべき力は何かを明らかにした上で、小学校として身に付けなければならない力を明確にする必要がある。

- ・保幼小連携の取組

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、子どもが主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにする。

- ・小中一貫の取組（よんきゅう絆プロジェクト）

義務教育9年間を見通して子ども達に必要な資質・能力を育むことをめざした取組を進める。

② やさしい子 認め合い、共に高まり合う子（豊かな心）

豊かな感性が息づく学校（学級）づくりを推進し、すべての教育活動を通じて人権文化が満ち溢れた学校（学級）を創出することにより、自他を大切にする気持ちの育成を推進する。

○普通授業の充実

教育を受けること自体が重要な人権であるとの認識に立って、子どもの個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を身に付ける場を保障する。

- ・子ども一人一人が活躍できる授業作り：子ども主体の授業をめざし、一人一人が自分の思いや考えを表現する場を設け、お互いの思いや考えを交流できるようにする。
- ・支援の必要な子どもへの指導：「個別の指導計画」等を活用し、個の課題に応じた適切な支援を行う。

○道徳教育及び人権教育の充実

すべての教育活動において、子どもが共に学び合うことを、人権教育の基盤とすることが大切である。共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく「しなやかな道徳教育」と人権教育との融合を図る。

教職員の発する言葉、行動がすべて、子どもの人権意識に影響を与える。教職員の人権意識を高めるために、大切にしていきたいことを常に共通理解する場を多く設定したり、研修したりできるようにする。

- ・道徳教育の全体計画の見直し

道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の推進体制を整え、別葉の作成等により年間を通して取り組めるようにする。

- ・「特別の教科 道徳」の実施：道徳科の特質を踏まえて、以下の目標を達成できる授業を行う。

- ＊道徳諸価値について理解する
- ＊自己を見つめる
- ＊物事を多面的・多角的にとらえる
- ＊自己の生き方についての考えを深める

- ・人権意識を高める取組の充実

毎月の「こころの日」において、人権に関わる学習を位置付ける。12月を人権月間とし、人を大切にすることについて考える機会とする。

- ・多様性を理解する姿勢の涵養

育成学級（3組）やたいよう教室の設置校であることに伴い、すべての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いに尊重し成長し合う教育を推進する。

○子ども一人一人に届く生徒指導（攻めの生徒指導の実践）

学校体制として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進める。相手を大切にす言葉づかい、あいさつ、きまりを守ろうとする意識の高揚～教職員が共通理解して指導する。

- ・子ども理解の徹底と見逃しのない観察：常にアンテナをはり子どもの言動とその背景を探る。意図した家庭訪問により保護者との信頼関係を築く。（クラスマネジメントシート・いじめ調査の活用）
- ・心の通った指導：子どもの思いを「共感的に聴く」ことを大切にする。褒める、認める。毅然とその行動を叱る。（温かさや厳しさをもち合わせる）
- ・手遅れのない対応：組織的な対応、報告・連絡・相談を徹底する。危機管理の意識を常にもつようにし、被害を最小限に食い止めると共に、再発防止に努める。
- ・生徒指導が機能する授業の実践：学習集団作りに努め、一人一人の子どもが生き生きと活動する授業をめざす。
- ・集団活動の意図的な設定：一人一人が活躍できるような場を意図的に仕組み、学級集団の意識を高める。達成感や成就感をもたせることにより、自己肯定感や自己有用感をもてるようにする。
- ・いじめを絶対に許さない風土作り：「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、全教職員が共通理解して取り組むと共に、子ども・保護者・地域にも発信する。

○特別活動の推進

よりよい集団形成を推進し、子どもの主体的な活動を生み出す工夫を行い、自ら思考・判断し、行動につなげるにより、一人一人が自分の行動に責任がもてるようにする。

- ・学級や学校の生活づくりへの参画：学級活動において、子どもの自発的・自立的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図る。
- ・日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全：子ども一人一人が、自らの学習や生活の目標を決めて、その実現に向けて取り組めるようにする。そして、自分から進んで学び、自分で生活上の課題を見だし、よりよく解決するための活動を行う。
- ・一人一人のキャリア形成と自己実現：一人一人の子どもの将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定に基づく実践活動にまでつなげる。
- ・児童会活動の充実：児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践する。
- ・クラブ活動による人間関係形成：異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図る。
- ・学校行事の精選とねらいの明確化：全校又は学年の子どもで協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う。

③ たくましい子 体をきたえ、最後までやりぬく子（健やかな体）

一人一人の子どもが自分のもつよさを発見し、かけがえのない自分に気づく中で、自己肯定感をもち、自分の行動に自信がもてる子どもの育成を推進する。

◎体と心の安定と技能の習得

基本的な生活習慣の形成と子どもの生活サイクルの把握を通して、生活実態を知る。その上で、子ども自らが個の課題に気づき、自らよりよくしていこうとする意識を高め、行動できるように取り組む。

- ・自分の心と体をよく見つめ、より健康的な生活に改善できる力の育成
- ・基本的な生活習慣を自ら実践できる力を育成するため保護者への働きかけの実践

◎体力の向上

運動やスポーツを実践する中で、体力や技能を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感等を味わい、健やかな体を培う。

- ・技能や体力の向上を目指した体育学習及び部活動の実践
- ・運動することの楽しさを味わうことによって、明るく豊かな生活を営む態度の育成

◎健康教育の充実

健康な生活を充実させる保健教育の推進を図る。養護教諭との連携を図り、学級活動Ⅱや保健の学習の時間を活用し取り組む。

- ・けがや病気の原因、予防法を正しく理解し、健康へ保持・増進する主体的態度の育成
- ・自他の生命を大切にすることを意識を高め適切な行動ができる「性教育」の実践
- ・「飲酒・喫煙・薬物乱用の害」について正しい知識を身に付け、適切な行動ができる指導の実践
- ・歯磨き指導とフッ化物洗口の実践

◎食教育の充実

心身の健康の保持増進を目指して、食に関する指導の推進を図り、望ましい食習慣を養う。また、食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにする。栄養教諭との連携を図り、学級活動Ⅱの時間を活用し取り組む。

- ・「食物アレルギー対応委員会」の設置による管理組織体制の確立と対応
- ・ランチルームの活用と和食文化の継承と「地産地消」に基づく学習と栄養指導の充実
- ・学校給食を通して、みんなと食べる楽しさを味わい、望ましい食習慣の育成
- ・安心、安全な食品を選択する力や食に関わる人々と食物への感謝の心を育てる指導の実践

○安全教育・防災教育の充実

自他の命を大切にすることをめざし、身の回りの安全について自ら考え、行動につなげるようにする。また、施設点検・整備を行うと共に、地域ぐるみの学校安全の充実を図る。

- ・「生活安全」「交通安全」「災害安全」について学校安全計画に基づいて計画的に指導
- ・日常生活の中の様々な危険から自分を守るための知識と判断力を身に付ける安全教育の実践
- ・校外活動等において、自分の命は自分で守るという「主体的に行動する態度」の育成
- ・危機管理マニュアルに基づく研修や訓練の実施を通して、「主体的に行動する態度」の育成

5. めざす教職員像

***子どもに対して身近な教育環境としての教職員**

教職員は子どもにとって身近な教育環境であるという意識をもち、丁寧な言語環境となることを心掛け、笑顔あふれる教職員・子どもの見本となる言動・地域や保護者への丁寧な対応に努めることが大切である。

○教職員の意識改革と資質・能力の向上

教育公務員としての責任と組織の一員としての自覚と誇りをもち、地域・保護者からの信頼を高めるために、学校教育目標の達成に向けて、教科横断的な視点で効果的な取組を進める。教職員一人一人が自らの課題を明らかにし、授業力向上のための自己研修の推進を行う。

○開かれた学校づくりの推進

地域・保護者と共に子どもを育てるという意識をもつようにする。学校運営協議会を活かした「地域ぐるみの学校づくり」に努める。また、保護者・地域への発信を積極的に行う。(学校だより、学年だより、学級通信、HP等)

○教育環境の整備

意欲高まる環境、安全な環境、心地よい環境をめざす。

6. めざす学校像

- * 子どもたちが安心して楽しく学び合える学校
- * 教職員が一丸となって粘り強く取り組む学校
- * 保護者が信頼する学校
- * 地域が応援したくなる学校